

子育て世帯を応援!! 保育所を利用するご家庭へ 9月から実施する2つのお知らせ

市では、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、誰もが安心して子どもを育てることができるよう子育て世帯を応援していくため、保育料等の見直しを行いました。

その1

保育料を引き下げます

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、9月から現行の保育料を10%引き下げます。



利用者負担額（保育料）の算定方法が変わっています

保育料の算定は平成26年度まで所得税額で決定していましたが、平成27年度からは市民税所得割課税額により決定されます。この変更に伴い4月に利用者負担額の改定を行いました。

なお、市民税所得割課税額の決定時期により、今年度以降は保育料階層区分の切り替えを9月に行うこととなります。

4月～8月の保育料	→ 平成26年度市民税所得割課税額により決定済
9月～翌年3月の保育料	→ 平成27年度市民税所得割課税額により決定

※ 今年度の市民税所得割課税額が前年度を上回った場合、保育料が上がる可能性があります



その2

一時保育の対象年齢を引き下げます

現在、一時保育が利用可能な年齢は2歳から就学前までとなっていますが、保護者の就労形態の変化など多様化するニーズに対応するため、1歳から利用できるよう9月から対象年齢を引き下げます。



一時保育とは？

保育所に入園していないお子さんを対象として、週3日以内の限られた勤務の方や、病気などで一時的に家庭内保育が困難な方、リフレッシュのためなど、一時的に保育園を利用したい場合に1日単位で利用できる保育サービスです。現在、ひまわり保育園で実施しています。

◆対象児童

市内在住の1歳～小学校就学前までの集団保育が可能な児童

◆定員

1日10人

(1歳児については1日の定員を2人までとし、1週間前の予約が必要となります)

◆保育時間

月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時まで（祝日、保育園が休園となる日は除きます）

◆利用料

1・2歳児 日額2,700円

3歳児～小学校就学前 日額1,600円

※ 利用には事前に登録・面接・申込が必要です。

申し込みは、随時ひまわり保育園☎4555で受け付けていますので、お問い合わせください



毎月1回すべての保育所を開放しています!

毎月の実施日を広報すながわでお知らせしていますので、保育所の様子をご覧になりたい方はお気軽にご利用ください。

※ 事前に申し込みが必要となります

◎お問い合わせ 児童家庭係☎2121